

令和8年度

藤岡市看護師育成奨学金のご案内

この奨学金は、財団法人多野しんきん育英会からの寄付金を基に平成25年度に設立された基金により運営しています。

この制度は、看護師を目指す優秀な素質を持つ者で、経済的理由により大学での修学が困難な者に対して、奨学金を給付することで、社会に有為な人材の育成を支援するとともに人材の確保を目的としています。

藤岡市教育委員会 教育総務課

令和8年1月

《 フロー 》

《 目 次 》

項 目	ページ
① 案内・申請書の配布	奨学金の給付を受けるための説明
② 申請書の提出 2月2日から3月31日まで	看護師育成奨学金の基本的事項 … 2 家計基準について … 3 申請書類・申請期間・留意点 … 4 申請書類の記入例 … 7~8
③ 藤岡市奨学資金 運営委員会で審査	
④ 給付決定通知の郵送	
⑤ 奨学金の給付にかかる 書類の提出 給付決定から5月15日まで	提出書類・提出期間・留意点 … 5 提出書類の記入例 … 9
⑥ 奨学金の給付開始 (期間) 4年間(大学での修業期間) (給付額) 月額 30,000円	奨学金給付中の報告義務 … 6 報告書類の記入例 … 10
【その他の事項】	
様式集	申請・届出等で使用する様式一式 ※ 様式は市のHP教育総務課のページからダウンロードできます。

1 奨学金の目的

この奨学金の目的は、藤岡市看護師育成奨学金給付規則（以下「規則」とします。）の第1条に、次のように定められています。

第1条（目的）

この規則は、看護師となることを目指す者であって、優秀な素質を有するにもかかわらず経済的な理由により大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学であって市内に校舎を有するものに限る。以下同じ。）での修学が困難であると認められる者に対し、多野しんきん育英会奨学基金を活用して藤岡市看護師育成奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、社会に有為な人材を育成し、看護師人材を確保することを目的とする。

2 奨学生の要件

この奨学金は、以下の①から⑦のいずれにも該当し、入学する大学（市内に校舎を有）の学長が適当と認め、推薦した人が対象となります。（藤岡市看護師育成奨学金給付規則第2条）

- ① 申請者及び保護者等が市内に引き続き3年以上居住していること
- ② 品行方正にして、学業成績が優秀な人
- ③ 藤岡市奨学資金貸与に関する条例に基づく奨学金の貸与を受けていない人
- ④ 奨学金の給付の申請をする日の属する年に、大学に入学する人
(第1学年に属することとなる人に限る)
- ⑤ 大学の特待生となる予定でない人
- ⑥ 経済的事情によって修学が困難であること（※）

※藤岡市教育委員会で定める家計基準により判定する。3ページを参照

3 募集人員　若干名

☆申請者が多い場合には、上記の要件を満たしていても決定されない場合もありますので、ご了承ください。

4 奨学金の給付額

月　額	30,000円
-----	---------

（注1）給付期間は、当該学校における正規の修業期間とします。

（注2）毎月定められた額を給付します。

（注3）年度当初の新規給付者の4・5・6月分は、6月にまとめて給付します。

家計基準について

1 家計基準

☆日本学生支援機構の第二種奨学金の基準と同じになります。

保護者等（生計維持者）（※）の貸与等要件基準額が381,500円以下であること。

＜計算式＞

$$\text{貸与等要件基準額} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) \\ - (\text{多子控除}) - (\text{ひとり親控除})$$

*多子控除：生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除

*ひとり親控除：ひとり親世帯の場合、40,000円を控除

※保護者等（生計維持者）とは？

父母がいる場合は父母、父母の一方しかいない場合はその方、父母がいない場合は、申請者の学費や生活費を主に負担している方が生計維持者となります。詳しい内容は、日本学生支援機構のHPに掲載されている「生計維持者について」を参照ください。



2 確認方法

★市ホームページの奨学金案内のページにある「貸与等要件基準認定確認シート」に、必要な数字を入力すると簡単に確認できます。

(1) 父母、それぞれの「課税標準額」「調整控除額」を調べます。

① 毎年、5月～6月に市から交付される「特別徴収税額の決定通知書」(給与所得者は勤務先から交付されます。)または「市・県民税税額通知書」(給与所得者以外は税務課から自宅へ郵送されます。)に、「課税標準額」「調整控除額」が明記されています。

② マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから「あなたの情報」より、ご自分の「課税標準額」「調整控除額」がわかります。



(2) 上記計算式により、保護者等それぞれの貸与等要件基準額を算出し、合算した金額が381,500円以下であれば、要件を満たしていることを確認できます。

★非課税の場合は、貸与等要件基準額が0円になります。

2 モデルケース（参考） 収入・所得の目安

表中の数字は、あくまで目安です。世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象となる場合があります。

世帯人数	家族構成	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	★が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親1（★）	1,166万円	893万円
3人	本人、親1（★）、親2（無収入）	1,113万円	879万円
4人	本人、親1（★）、親2（☆）、中学生	1,250万円	892万円

※親2☆は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円とした場合

申請時に用意する書類

1 申請書類一覧

＜記入して提出するもの＞

- ① 奨学金給付申請書
→ 7ページ参照
- ② 誓約書
→ 8ページ参照
- ③ 奨学生推薦書
※ この書類は大学へ作成依頼してください。

＜添付して提出するもの＞

- ④ 世帯全員の住民票の写し（世帯全員の本籍、続柄記載のもの） 1通
→ 市役所1階の市民課、鬼石総合支所（鬼石振興課）で取得できます。
コンビニ交付の住民票でも可
- ⑤ 令和7年度 所得課税証明書（※） 原則、父母につき各1通
→ 市役所1階の税務課、鬼石総合支所（鬼石振興課）で取得できます。

※注意！！ 必ず、奨学金の申請に使用するため、「課税標準額」「調整控除額」が記載された証明書が必要であることを伝えて下さい。

非課税の方は、通常の所得課税証明書または非課税証明書を提出してください。

2 申請期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）《必着》

（注）提出期日までに書類が揃えられない場合は、申請を受け付けることができません。

3 給付決定について

奨学生として決定された場合には、給付の決定について5月初旬ころ通知します。

奨学金の給付決定通知後に提出する書類

1 提出書類一覧

① 奨学金口座振込依頼書

→ 9ページ参照

※通帳のコピー（口座番号及び口座名義人が記載されている部分）も提出

2 提出期間

決定を受けた日から令和8年5月15日（金）まで

3 本提出に係る留意点

奨学生としての給付決定通知を受けていても、上記の書類が提出されない限り、奨学金を給付することはできません。

4 その他

給付が始まる初年度の4・5・6月分は、6月にまとめて給付します。

奨学生の給付中に関する事項

(藤岡市看護師育成奨学生給付規則第7条)

1 奨学生の給付方法

- ① 給付は毎月です。
- ② 給付については、奨学生本人名義の口座への振込みとなります。

2 奨学生の報告義務

＜毎年、提出する書類＞ ①～③の書類を4月末までに必ず提出してください。

- ① 在学証明書
 - ② 学業成績表
 - ③ ※父母の所得が分かる書類（下記の表、1～3のどれか）
- 4月1日以降に発行されたもの

※

所得課税証明書（詳細） 父母につき各1通	
1	市役所1Fの税務課で取得することができます。必ず、 <u>詳細な証明書が必要であることを</u> 窓口で伝えてください。非課税の方は非課税証明書。どちらも1通300円になります。
2	給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税の決定通知書のコピー 会社員の方は給与支払者から昨年5月くらいに給与明細と一緒に配布されています。
3	市民税・県民税税額決定通知書のコピー 自営業の方は市から昨年6月くらいに納入通知書（口座振替の案内）と一緒に送付されています。

＜給付期間中に以下に該当した場合に、届出するもの＞

- ① 学校を退学、休学または復学したとき
 - ② 氏名または住所に変更があったとき
 - ③ その他教育委員会から必要事項の報告を求められたとき。
- 奨学生等異動届（様式第5号）を
速やかに提出してください。
→ 11ページ参照

3 給付が中止される場合

- ① 奨学生の世帯（奨学生とその世帯全員）が他市に転出した場合
- ② 上記の毎年、提出してもらう書類①～③が期日までに提出がない場合
- ③ 保護者等の所得が教育委員会で定める家計基準を超えた場合

奨学金給付申請書						《記入例》
ふりがな 氏名 生年月日	ふじおか はなこ 藤岡花子 平成 19 年 12 月 2 日生			期間 (金額)	令和 8 年 4 月から 令和 12 年 3 月まで (月額 3万 円)	
住所	〒375-00×× 藤岡市○○1000番地○			電話 (携帯)	0274-22-0000 090-△△△△-□□□□	
出身学校	群馬県立○○高等学校			令和 8 年 3 月 卒業 (卒業見込み)		
入学大学	○○○○ 大学			△△△ 学部 □□□ 学科	令和 8 年 4 月 入学 (予定)	
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業・勤務先等	合計所得金額(円)	備考
	1 藤岡一郎	45 父		株○○○○	2,800,000	
	2 藤岡謙子	43 母		○○○○会社	2,500,000	
	3 藤岡太郎	19 兄		○○大学1学年	0	
	4 藤岡次郎	5 弟		○○幼稚園	0	
	5 藤岡雪子	68 祖母		無職	0	
	6					
申請理由（具体的に）						
<p>私は、将来看護師にならなく、自宅から通学できることもあり、市内にある大学で看護師になる勉強をしたいと思います。両親も共働きですが、収入が多いわけではなく、また兄への仕送りもあるため、家計の負担を少なくするためにも奨学金の給付が必要になります。</p>						
<p>以上のことより記載に相違ありません。 奨学生として採用のうえ、奨学金の給付を受けたく申請いたします。</p>						
<p>本人 藤岡花子 </p>						
<p>奨学生に採用のうえ、本人に奨学金を給付くださるようお願い致します。 なお、本人に対しては奨学生としての責任を果たすことはもとより、その他の義務についても規定に従い、私も責任を負うことを誓約いたします。</p>						
<p>保護者等 住所 群馬県藤岡市○○1000番地○ 氏名 藤岡一郎 </p>						
年 月 日 (宛先) 藤岡市長			※教育委員会記入			

※ 奨学金の給付を受けようとする本人が必ず記入してください。

給付する期間を記入してください。

同一生計の家族を全員記入してください。R8.4.1時点とする

奨学金の給付を必要としている理由（経済的）、修学意欲等について具体的に記入してください。

それぞれ、本人が自署して下さい。
押印は不要です。

○自署とは・・・本人が自分の名前を手書きすること

※ 申請理由は、必ず申請者本人が記入してください。

※ 本人・保護者とも、自署する場合は押印を省略できます。

誓 約 書

私は、藤岡市看護師育成奨学金の給付の申請にあたり、藤岡市看護師育成奨学金給付規則（平成25年規則第35号）及び指示の事項を固く守り、学業に励み、人格の向上に努め、常に健康に留意して学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。

年 月 日

本 人

住 所 群馬県藤岡市○○1000番地○

氏 名 藤岡花子 印

保護者等

住 所 群馬県藤岡市○○1000番地○

氏 名 藤岡一郎 印

(宛先) 藤岡市長

※ 本人・保護者等とも、自署する場合は押印を省略できます。

それぞれ、本人が自署して下さい。
押印は不要です。

《記入例》

奨学生口座振込依頼書			
令和 年 月 日			
1 金融機関名	〇〇〇銀行 信用金庫	本店	奨学生本人が所有する金融機関名を記入してください。 本人の口座がない場合は、新設してください。
	農協・信用組合	支店	本店の場合は本店に〇、支店の場合は店名を記入し、〇をしてください。
2 口座番号	普通	・ 当座 NO 〇〇〇〇〇〇〇	通帳の番号を正確に転記してください。
	ふりがな	ふじおか はなこ	
3 口座名義人	藤岡花子		記名でも可。押印は不要です。
奨学生住 所 藤岡市〇〇1000番地〇			
氏名 藤岡花子 (印)			

★提出時に通帳のコピー(口座番号及び口座名義人が記載されている部分)についても提出してください。

《記入例》

奨学生等異動届

下記のとおりお届けいたします。

決定番号 藤奨給付第 **〇〇** 号 氏名 **藤岡花子**

異動する者	<input checked="" type="radio"/> 1 本人 <input type="radio"/> 2 保護者等	
異動事由	退学・休学・停学・復学・卒業・辞退・氏名・住所 死亡・その他（ ）	
異動年月日	年 月 日	
住所	新	
	旧	
氏名	新	電話
	旧	
その他の重要な事項等記入欄	私は現在〇〇大学の2年に在学していますが、年月日に交通事故に遭い、入院加療3ヶ月!ハビリ8ヶ月の診断を受け、現在入院中です。このため、年月日から年月日までの休学願いを大学に提出し受理されました。このことについて、お届けいたします。なお、復学の際には速やかに復学願いを提出します。	

年 月 日

本人

住所 **群馬県藤岡市〇〇1000番地**氏名 **藤岡花子**

印

保護者等

住所 **群馬県藤岡市〇〇1000番地**氏名 **藤岡一郎**

印

(宛先) 藤岡市長

(注) 死亡のときは、戸籍抄本又は死亡診断書の写しを添付すること。

本人・保護者等とも、自署する場合は押印を省略できます。

※ この届は、学校を退学、休学、復学したとき及び住所の変更または身分に異動（婚姻、死亡等）があつたときに提出してください。

該当事由を「〇」で囲み、異動等が確認できる証明書を添付してください。

学校への届出日または異動年月日を記入してください。

退学、休学、復学の理由・異動の内容を記入してください。

奨学生本人・保護者がそれぞれが自署して下さい。押印は不要です。

●申込み・問い合わせ先

藤岡市教育委員会事務局 教育総務課
〒375-0024 藤岡市藤岡1485番地
藤岡市総合学習センター 教育庁舎2階
TEL0274-50-8211

